

こ 支 援 第 7 号
令和 8 年 4 月 3 日

各市町村保育主管課長
各放課後児童健全育成事業担当課長
各児童館事業担当課長

} 様

埼玉県福祉部こども支援課長

保育所等*の職員による虐待通報制度に係る運用について（通知）

保育所等における虐待防止等の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和 7 年 4 月に児童福祉法等が改正され、同年 10 月 1 日から「保育所等の職員による虐待通報」が義務化されております。

つきましては、別添のとおり、こども家庭庁などが同年 8 月に策定した「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（以下、国ガイドラインという。）」及び、県が作成した「保育所等における虐待発生時の対応（第 1.2 版）」を再度周知しますので、保育所等の虐待対応については、これらの資料に基づき御対応くださいますようお願いいたします。

また、県が所管行政庁（担当課がこども支援課になるものに限る。）となる施設・事業において、貴市町村が虐待を受けたと思われる児童を発見した者又は虐待を受けた児童から通報等を受けた場合は、原則休日・祝日を除き、通報等を受けた翌日までに「【様式】虐待通報等受付票」によりメールで御連絡くださいますようお願いいたします。

所管行政庁がこども支援課以外の担当課となっている施設・事業において虐待等が発生した場合は、別添資料 2 ページの担当課に相談の上御対応くださいますようお願いいたします。

* 保育所等とは、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、保育所、保育所型認定こども園、児童館、認可外保育施設、地方裁量型認定こども園、幼保連携型認定こども園、をいう。

（担 当）

保育政策担当 石川・平野・木下

電 話 048-830-3328

E-mail a3330-01@pref.saitama.lg.jp